

## 四半期報告書の作成上の留意点（平成 21 年 9 月第 2 四半期提出用）について

財団法人 財務会計基準機構企画部副長 渡部 類

### はじめに

四半期報告制度は、平成 20 年 4 月から適用された新しい制度で、今年の 4 月から四半期報告制度適用 2 年目を迎えており、適用初年度では記載を要しなかった前連結会計年度に係る四半期連結財務諸表や前年同四半期との対比の記載が必要となってくる箇所がある。さらに、当第 2 四半期では、前四半期連結会計期間、当四半期連結会計期間、前四半期連結累計期間、当四半期連結累計期間と全ての四半期の期間が出揃うので、はじめて記載を要することとなる箇所がある。以下、本稿では、適用初年度と異なる事項、第 1 四半期と異なっている事項、平成 21 年第 2 四半期特有の記載事項等を中心に解説することとする。

なお、文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

（注）本稿では原則として、平成 21 年 8 月 1 日現在の法令等に基づいて解説を行う。

### （凡例）

開示府令・・・・・・・・・・・・・・・・・・企業内容等の開示に関する内閣府令

開示ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・企業内容等の開示に関する留意事項について

四半期連結財規・・・・・・・・・・・・・・・・・・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

四半期連結財規ガイドライン・・・・・・「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」  
の取扱いに関する留意事項について

四半期財規・・・・・・・・・・・・・・・・・・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

四半期財規ガイドライン・・・・・・「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」  
の取扱いに関する留意事項について

### 企業の概況

【主要な経営指標等の推移】では、開示府令第四号の三様式記載上の注意（以下「記載上の注意」という）(5) a により、当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間、当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度、計 5 期間に係る一定の経営指標等を記載することとされている。すでに今年度の第 1 四半期から、昨年度は記載を要しなかった前年同四半期の開示を行っているところだが、第 1 四半期は常に四半期連結会計期間と四半期連結累計期間とが同一となるため、第 1 四半期の回次欄には「当第 1 四半期連結累計（会計）期間」と記載した。しかし、当第 2 四半期からは、計 5 期間が全て出揃うフルバージョンとなるので、記載事例では、「前第 2 四半期連結累計期間」「当第 2 四半期連結累計期間」「前第 2 四半期連結会計期間」「当第 2 四半期連結会計期間」「前連結会計年度」の順で記載している。（資料 1）また、この表自体は様式で規定されているものではなく、「記載上の注意」も順序まで定めている訳ではないと解されているので、ここでは、四半期連結損益計算書の記載順序と整合性を持たせたものとしている。

(資料1) 主要な経営指標等の推移

回次	第 期 前第 2 四半期 連結累計期間	第 期 当第 2 四半期 連結累計期間	第 期 前第 2 四半期 連結会計期間	第 期 当第 2 四半期 連結会計期間	第 期
会 計 期 間	自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売 上 高 (百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
経 常 利 益 (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
四半期(当期)純利益 (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
~ ~ ~ ~	~ ~	~ ~	~ ~	~ ~	~ ~
~ ~ ~ ~	~ ~	~ ~	~ ~	~ ~	~ ~
従 業 員 数 (人)			X,XXX	X,XXX	X,XXX

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。  
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

事業の状況

1. 事業等のリスク

平成21年7月8日内閣府令第41号の改正により、【事業等のリスク】が追加されている。事業等のリスクの適用時期については、内閣府令第41号の附則第5条で、「平成21年6月30日以後に終了する四半期会計期間に係る四半期報告書について適用」と規定されているので、既に第1四半期報告書から適用となっている。

記載上の注意(9-2)aでは、2つの要件が定められており、そのどちらか一方にでも該当した場合、所定の事項を記載することとなる。まず1つ目の要件として、「当四半期連結会計期間において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること」と定められている。つまり、当四半期連結会計期間において、事業等のリスクが発生した場合には、その旨及び内容を記載することとなる。そして、2つ目の要件として、「前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること」と定められているため、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった場合には、その旨及び内容を記載することとなる。なお、この「重要な変更」には、消滅も含まれると考えられることに、留意する必要がある。

記載上の注意(9-2)bでは、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象、これを「重要事象等」としており、これが存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること」と定められている。なお、有価証券報告書でも改正が行われており、記載上の注意(9-2)bと同様の記載が求められている。

記載上の注意(9-2)a、bに関連する開示ガイドラインがそれぞれ定められている。(9-2)aに関しては、「開示ガイドライン B個別ガイドライン 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドラインの1」において、開示府令第二号様式記載上の注意(33)a、第四号の三様式記載上の注意(9-2)a等に規定する「事業等のリスク」は11の例が掲げられており、例えば、会社グループがとっている特異な経営方針に係るもの、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動に係るもの、特定の取引先等で取引の継続

性が不安定であるものへの高い依存度に係るもの、特定の製品、技術等で将来性が不明確であるものへの高い依存度に係るもの等とされている。したがって、第四号の三様式記載上の注意(9-2) aと第二号様式記載上の注意(33) aは同じ内容であるため、「事業等のリスク」に関して、その発生又は変更として記載対象となるのは、ガイドラインに例示されたような事項であり、記載上の注意(33) b(いわゆる重要事象等)は該当しないこととなる。

記載上の注意(9-2) bに関連するガイドラインは、「開示ガイドライン B個別ガイドライン 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドラインの2」に定められている。当ガイドラインでは、開示府令第二号様式記載上の注意(33) b、第四号の三様式記載上の注意(9-2) b等に規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」の事象又は状況として20の例が掲げられており、それらが単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであるとされている。例として掲げられているのは、売上高の著しい減少、継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス、重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上、重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上、債務超過等である。

なお、この【事業等のリスク】は様式上の記載項目となるので、該当がなかった場合もしくは変更がなかった場合は、その旨を記載し、項目自体は省略しないこととなる。

## 2. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

同じく、平成21年7月8日内閣府令第41号の改正で、記載上の注意(11)が変更されている。追加された内容は、上記記載の【事業等のリスク】に関連するもので、『「2事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。』と規定されている。

### 提出会社の状況

【大株主の状況】は、既に第1四半期の作成要領から改正されている事項だが、第2四半期会計期間に係ることなので、解説を行う。

当四半期会計期間が第2四半期会計期間の場合、当第2四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載することとなるが、「記載上の注意」(17) cが改正され、ただし書き以降が追加されている。所有株式数の多い順に10名程度記載するのは従来と同様だが、2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときには、従来に記載に加えて、議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載することとなる。

つまり、この場合には、大株主の状況として、各種類株式数を合算して、従来からの所有株式数の多い順の表を一つ、議決権の個数の多い順の表を一つ、計二つの表を記載することとなる。議決権の個数の表については、特に様式は規定されていないが、従来からの所有株式数の表に準じて記載することが適当であるとされているので、表の項目名を、「所有株式数」を「議決権の個数」、「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」を「議決権の総数に対する所有議決権の割合」といったように、適宜、アレンジして記載することとなる。

なお、この改正は既に前期の有価証券報告書でも行われているので、年度末と同様の記載事項となる。

## 経理の状況

### 1. 冒頭記載

四半期報告制度適用2年目となるため、第1四半期と同様、前年同四半期の記載が必要となってくる。「四半期連結財務諸表の作成方法について」では、前第2四半期連結会計期間及び前第2四半期連結累計期間は改正前の規則、当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間は改正後の規則に基づいて作成している旨を記載することとなる。また、「監査証明について」においても、前第2四半期連結会計期間及び前第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について四半期レビューを受けている旨を記載することとなる。

なお、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、平成21年7月8日に日本公認会計士協会の四半期レビューに関する実務指針が改正されたため、第1四半期の記載を「第 期第1四半期連結累計期間」から「第 期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間」に変更することとなるので、留意する必要がある。

### 2. 四半期連結財務諸表

#### (1) 四半期連結貸借対照表

記載上の注意(22)aのなお書き以降に、「前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること」と規定されているため、当第2四半期では、当第2四半期連結会計期間末を左側に、前連結会計年度末に係る要約連結貸借対照表を右側に記載することとなる。

#### (2) 四半期連結損益計算書

記載上の注意(22)bのカッコ内に、「前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載」、「前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載」と規定されている。当第2四半期では、様式第五号に基づいて、第2四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書と、様式第六号に基づいて、第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を掲げることとなる。なお、第1四半期の場合には、四半期連結会計期間に係るものは記載を要しないと定められていたが、当第2四半期においては、はじめて、四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書が掲げられ、それぞれ前第2四半期及び当第2四半期を記載することとなる。

#### (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

記載上の注意(22)cに「前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載」と規定されているため、当第2四半期では、前第2四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を左側に、当第2四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を右側に掲げることとなる。

### 3. 継続企業の前提に関する事項

平成21年7月8日内閣府令第41号で、四半期連結財規及び四半期財規における「継続企業の前提に関する注記」が改正となっている。

四半期連結財規第27条が準用している四半期財規第21条が改正後の規則となるが、改正前は「会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

が存在する場合」には即、所定の注記をすることが求められていた。しかし、改正後では、「企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」場合には、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策、

当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由、当該重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しているか否かの別の注記を行うこととなる。つまり、改正後は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であっても、その事象又は状況を解消、又は改善するための対応を行うことにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められない場合には、継続企業の前提に関する注記は不要となる。

四半期財規ガイドラインで具体的な取扱いが定められているが、ポイントとなる部分を下記にまとめた。

(1) 前連結会計年度の連結財務諸表又は前四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表において、継続企業の前提に関する事項を注記した場合の留意点

注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が、当四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表日においても認められる場合には、当四半期連結会計期間末までの当該重要な不確実性の変化も含めて記載し、また、当四半期連結会計期間末までに重要な不確実性に特段の変化がない場合には、前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の注記を踏まえる必要がある。なお、注記を踏まえる必要があるとは、例えば、前連結会計年度末に当該注記を行った場合であって、当四半期連結会計期間末までに当該重要な不確実性に特段の変化がないときは、当初に行った注記の内容をもとに、当四半期連結会計期間が属する連結会計年度の末日までの期間に対応した内容を記載する必要があるということである。また、改正後は、「前連結会計年度の連結財務諸表又は前四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表において」とされているように、「前四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表」が追加されていることに注意が必要である。

(2) 対応策の記載についての留意点

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも翌四半期連結会計期間末までを対象とした対応策を記載する必要がある。ただし、上記に記載した「注記を踏まえる必要がある」場合は除かれる。

(3) 重要な不確実性が認められる理由に関する留意点

前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大きな変化があった場合、もしくは前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期連結会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合であって、当四半期連結会計期間の末日から1年にわたって継続企業の前提が成立するとの評価に基づいて四半期連結財務諸表を作成するときは、当該重要な不確実性が認められる理由として、具体的な対応策が未定であること、(2)に記載してある対応策の対象期間を超えた期間についても継続企業の前提が成立すると評価した理由等を含めて記載することとなる。

なお、改正前は、ガイドラインにおいて「四半期連結貸借対照日において存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が四半期連結貸借対照日後に解消又は大幅に改善した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載すること」とされていたが、改正後は、準用する四半期財規において「四半期貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない」とされた。

また、規則の改正により、従来のタイトルである「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を、「継続企業の前提に関する事項」に変更するが、当該タイトルは規則により定められているものではないので、規則改正の趣旨を踏まえて、他に適当と思われる名称があれば、適宜掲げることが差し支えないものと考えられる。

#### 4. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

四半期連結財規第10条第1項第3号が、会計基準等の改正に伴う場合も含むいわゆる一般的な「会計処理の変更」を行った場合の規定で、「当連結会計年度に会計処理の原則及び手続きについて、変更を行った場合 その旨、変更の理由及び当該変更が四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額を記載すること」とされている。つまり、第1四半期に会計処理の変更を行った場合には、第2四半期においても、変更の旨、理由のほか、第2四半期連結累計期間に与える影響額を、第3四半期においても、同様に変更の旨、理由のほか、第3四半期連結累計期間に与える影響額を記載することとなる。(資料2)

(資料2) 会計処理の原則及び手続きの変更(第1四半期に着手した工事契約から適用した場合)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額XXX百万円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第2四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の売上高は 百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ 百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

また、四半期連結財規第10条第2項は、第2四半期以降に自発的に(会計基準等の改正以外の理由により)会計処理の変更を行った場合の規定で、四半期連結財規第10条第1項第3号の記載に加えて、第2四半期以降に変更した理由、当該変更が直前の四半期連結累計期間に与えている影響額を記載することとなる。

次に四半期連結財規第10条第3項は、四半期報告制度適用2年目から該当する規則で、さらに累計情報の開示に関しては、当第2四半期になって、はじめて該当することとなる。第10条第3項では、「前連結会計年度において自発的に会計処理の変更を行っており、かつ、前年同四半期連結会計期間での会計処理と当四半期連結会計期間での会計処理が異なっている場合には、その旨並びに前年同四半期連結会計期間及び前年同四半期連結累計期間への影響額を記載すること」と規定されている。この際の影響額は、四半期財規ガイドライン5-3に定められているとおり、変更後の会計処理を前年同四半期連結会計期間及び前年同四半期連結累計期間において適用した場合に計上されるべき金額との差額となる。(資料3)

(資料3) 会計処理の原則及び手続きの変更(前第3四半期連結会計期間において自発的に変更を行った場合)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、前連結会計年度の第3四半期連結会計期間より、機械装置の減価償却方法について主として定額法から定率法に変更したため、前第2四半期連結会計期間と当第2四半期連結会計期間で機械装置の減価償却方法が異なっている。なお、前第2四半期連結会計期間に変更後の減価償却方法を適用した場合、当該四半期連結会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ 百万円増加し、前第2四半期連結累計期間に変更後の減価償却方法を適用した場合、当該四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ 百万円増加する。

## 5. 表示方法の変更

四半期財規ガイドライン5-1-2において、表示方法の変更に関する内容の記載は、「前年度の対応する四半期財務諸表との比較で必要な事項を記載すること」とされている。したがって、四半期報告制度適用2年目となる今年度から記載するケースがある。そして、当第2四半期では、四半期連結損益計算書については、四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間が掲げられることとなるので、累計期間と会計期間について、それぞれ比較することとなる。つまり、前年度の対応する四半期連結会計期間と当四半期連結会計期間とで比較し、さらに、前年度の対応する四半期連結累計期間と当四半期連結累計期間とで比較することとなる。(資料4)

(資料4) 表示方法の変更

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第2四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとした。なお、前第2四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は 百万円である。  (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第2四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「短期借入れによる収入」は重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとした。なお、前第2四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「短期借入れによる収入」は 百万円である。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第2四半期連結会計期間において、流動資産の「その他」に含めていた「未収金」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとした。なお、前第2四半期連結会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「未収金」は 百万円である。  (四半期連結損益計算書関係) 前第2四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとした。なお、前第2四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は 百万円である。

上記記載事例は、比較している対象がよりわかりやすいように、累計期間と会計期間を別々に記載しており、記載順序は、四半期連結損益計算書と合わせ、当第2四半期連結累計期間を最初に、次に当第2四半期連結会計期間としている。しかし、その内容によっては、累計期間と会計期間を別々に記載しないで1つの枠の中でまとめて記載した方がわかりやすい場合（例えば、上記の四半期連結損益計算書関係では、累計期間と会計期間が同一内容の表示方法の変更の事例で、表示方法に該当する事項がこれだけしかないような場合を想定）もあるかと思われるので、ケース・バイ・ケースで工夫して記載することが考えられる。

## 6. 注記事項

四半期連結財務諸表における注記の開示対象期間については、特に規定はないため、従来と同様、四半期連結財務諸表に直結して紐付いている注記については、その四半期連結財務諸表の本表での開示対象期間に合わせて記載し、それ以外の注記、つまり、四半期連結財務諸表に直結していないもの、又はどの四半期連結財務諸表に係る注記が特定できないものについては、それぞれの記載すべき内容に応じて開示対象期間を定め、その期間を表題に記載することとしている。

### (1) 四半期連結損益計算書関係

四半期連結損益計算書は、当第2四半期から累計期間と会計期間について記載が求められていることから、四半期連結損益計算書の注記については、第2四半期連結累計期間及び第2四半期連結会計期間に係る注記をそれぞれ掲げることとなる。なお、前年同四半期と当四半期の双方に注記事項がない場合については、注記の記載自体を省略する。例えば、第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」を適用し、第1四半期連結会計期間の期首に存在する工事契約を含む全ての工事契約について適用した場合の前連結会計年度末までの工事の進捗度に対する工事収益の額及び工事原価の額を注記する場合は、当第2四半期連結会計期間においては該当事項がないので、累計期間のみの注記となる。

### (2) セグメント情報

セグメント情報は、四半期連結財規で様式が定められており、それぞれ、事業の種類別セグメント情報は様式第一号、所在地別セグメント情報は様式第二号、海外売上高は様式第三号に基づいて注記することとなる。しかし、四半期報告制度適用1年目であった昨年度は前年の記載がなかったこと、また、第1四半期では累計期間のみの記載を行っていたため、当第2四半期においてはじめてフルバージョンの記載を行うこととなる。なお、様式に定められたとおりの記載順序、前第2四半期連結会計期間、当第2四半期連結会計期間、前第2四半期連結累計期間、当第2四半期連結累計期間となり、四半期連結損益計算書とは異なる順序となる。

また、特に改正された事項ではないが、会計処理の原則及び手続きを変更した場合の記載について、留意点がある。前年の第1四半期連結会計期間より会計方針の変更を行っており、前年の第2四半期のセグメント情報に「会計処理の方法の変更」としてその影響額の注記を行っている場合、今年度の第2四半期のセグメント情報においても前年度の第2四半期の注記をそのまま記載する必要があるのかということであるが、セグメント情報では、上記記載のとおり、規則で様式が定められており、注記として記載する事項があればそれらも様式に含まれるものと考えられる。したがって、前年同四半期において記載したセグメント情報は注記も含めてそのまま当四半期においても記載することとなる。つまり、



当四半期においては、前年同四半期において記載したセグメント情報は全て必要ということである。

### (3) 1株当たり情報

四半期連結損益計算書の注記として、当第2四半期より、1株当たり四半期純損益金額等の注記は、四半期連結累計期間に加えて四半期連結会計期間も必要となる。「1株当たり四半期純利益金額等」として、まず、前第2四半期連結累計期間と当第2四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額と潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を一つの表で記載し、その下にそれぞれの算定上の基礎を記載する。また、前第2四半期連結会計期間と当第2四半期連結会計期間の1株当たり四半期純利益金額と潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を一つの表で記載し、累計期間の場合と同様、その下にそれぞれの算定上の基礎を記載する。なお、1株当たり四半期純利益金額等の注記は、上記記載のとおり、四半期連結損益計算書の記載順序・記載方法に準じて記載することが考えられるが、この他に前第2四半期連結累計期間、当第2四半期連結累計期間、前第2四半期連結会計期間、当第2四半期連結会計期間を横一列に並べて記載する方法も考えられる。

### 四半期レビュー報告書

日本公認会計士協会は、「四半期レビューに関する実務指針」を平成21年7月8日に改正している。[四半期レビュー報告書の文例の脚注]の注3が削除されたことが、主な改正点となる。この削除により、第1四半期連結会計期間で「連結会計年度の第1四半期連結累計期間」と記載していたものが、「連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間」に変更となっている。

以上